

## 中国南部の道標「擋箭碑」と「將軍箭」の産育信仰

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2023-12-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 川野,明正 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10291/0002000210">http://hdl.handle.net/10291/0002000210</a>

# 中国南部の道標「擋箭碑」と「將軍箭」の産育信仰

川 野 明 正

## I. はじめに—中国の道標にみる産育信仰

日本では道標は、四国の遍路標石など、巡礼や参拝の道案内のために立ち、宗教的な内容を伴う場合が多い。『日本の石仏』誌では、No.39が特集「道しるべ」、No.87・No.89で特集「道標と町石」を組む〔日本石仏協会 1986; 1998;1999〕。

翻って中国では、民間信仰の内容を兼ねた道標に、「擋箭碑」（漢語：Dangjianbei・ダンチエンペイ・とうせんび）と呼ぶ道標がある。

擋箭碑は嬰兒が出生した際、子供の運命を占術師である「算命先生」（漢語：Suanmingxiansheng・スワンミンシェンション・さんめいせんせい）に占ってもらい、「將軍箭」（漢語：Jiangjunjian・ジャンチンチエン・しょうぐんせん）（後述）の厄運を帯びるとされた場合、三叉路か十字路に立てる。或いは子供が身体虚弱や病気がちの場合、占いの結果、上記の將軍箭が原因となるとされると、石工に依頼して石碑を作り、「黃道吉日」（漢語：Huangdaojiri・ホウアンタオジーリー・こうどうきちじつ）（民間曆書である『萬年曆』記載の吉祥日）を選んで碑を立てる。この占いは、將軍箭の要素が関わる「小兒關煞」（漢語：Xiaoerguansha・シャオアルクウアンシャー・しょうにかんさつ）と呼ばれる成長上の関門を占うもので、その厄運を祓う「過関」の儀式をすることが多い（後述）。このように擋箭碑は、産育信仰に関わる石碑で、子供の厄除けの呪文や祈願を刻字する。石材は大理石が多いが、人造石もあり、コンクリート製もあり、山地では一部木板を

使うこともある。

擋箭碑は広義には「指路碑」(漢語: Zhilubei・チールーペイ・しろはい)と呼ぶ道標の一種で、左は〇〇、右は〇〇と地名を記す。各家庭の祈願の必要から、村落入口に複数の擋箭碑が立つ景観もあり(図1)。桂林市内では最多で64基が集中するという報告もある[石 睿鵬 2012:20]。

その分布は、中国南部から西南部(廣西・湖南・貴州・重慶・四川・雲南・陝西の各省・自治区・直轄市)に分布し、以下の民族に擋箭碑を立てる習俗がある。漢族(以上漢語群)・チワン族(壮族)・プイ族(布依族)(以上チワン・タイ語群チワン・スイ語系)・トン族(侗族、チワン・タイ語群トン・タイ語系)・ミャオ族(苗族、ミャオ・ヤオ語群ミャオ語系)・ヤオ族(瑤族、ミャオ・ヤオ語群ヤオ語系)・チャン族(羌族、チベット・ビルマ語群チャン語系)・イ族(彝族、チベット・ビルマ語群イ語系)・パー族(白族、チベット・ビルマ語群イ語系或いはパー語系・2説あり)で確認できる。従って、基本的な信仰内容は漢族由来だが、そのみならずその他の民族にも定着して各地に根付き、実態は複雑な様相を帯びて現地民族の巫教や法術・呪術、巫師や法術師とも関係する。

呂養正氏は、湖南・貴州のミャオ族居住地区の擋箭碑について、嬰兒誕生の際、子供が病気の場合、子供が意外な傷害を受けた際の3種の場合にこの石碑を作るといい、ミャオ族の巫師に依頼して儀式を行い、鶏の血を石碑に撒くと、「病気を治し、厄災を祓い、生命を保護する特殊な効能が生じる。余所者や悪意を企む者や蠱毒を扱う婦人が〈陰箭〉、即ち暗矢を射て子供の魂を射殺すのを防ぐことができる」とする[呂 養正 2001:53]。蠱毒と



図1. 擋箭碑が立つ分かれ路  
(廣西壮族自治区桂林市  
靈川縣迪塘村附近)

は、中国南部民族に多い靈的な毒虫を使用する黒呪術である（川野明正『中国の〈憑きもの〉—華南地方の蠱毒と呪術の伝承』に詳しい）[川野 2005b]。

なお、石睿鵬氏の修士論文「“擋箭碑”信仰研究—以廣西資源縣車田苗族鄉坪寨村爲例」は、擋箭碑について詳細な実地調査研究である[石 睿鵬 2012]。中国でのその他の論文に該論文を越える調査報告は未だなく、中国民俗学の分野からの研究の進展が俟たれる。

また、私の著作に「概説 中国南部の道標〈擋箭碑〉と産育信仰」（日本石仏協会〈編〉『日本の石仏』No.181）と題する解説論文がある[川野 2023]。

## II. 文献上の記載

擋箭碑に関して、現在の重慶市を含む中華民国期の四川省の地方志に2条の記事を見出すことができる。（民国）朱之洪等（修）・向楚等（纂）『巴縣志』（現在の重慶市轄区内）巻五「禮俗」は、石敢當に続き「將軍箭」の項があり、「或いは小石碑を三叉路に豎て、左は某処に往き、右は某処に往くと刻み、上に弓矢の状をきざみ、以て路を指す。これを將軍箭と謂う」とある<sup>(注一)</sup>。道標の一種で、弓矢の状を刻む図案は、湖南省から四川省までみられる。

また（民国）楊維中（修）・鍾正懋（纂）・郭奎銓（續纂）『渠縣志』第五「禮俗志」は、「子が生まれて運命が独木関を犯す者は、橋下に木材一本を支える。將軍箭を犯す者は、指路碑を三叉路に立つ。百人の錢を集めて首輪を作り、〈百家鎖〉という」とある<sup>(注二)</sup>。

日本の建築史学を創建した伊東忠太（1867-1954・米沢の人）は、ユーラシア大陸踏査行（明治三十五年・1902）で、建築物のみならず、民間文化にも関心を払っている。伊東は「支那旅行談 其の四」で、貴州省東南部黄平県の重安鎮（現在の黔东南苗族侗族自治州境内）の馬鞍山の山口で、擋箭碑の類を記録する[伊東 1937:293]。

事例 1. 伊東忠太が記録した「當（擋）箭碑」（図2）

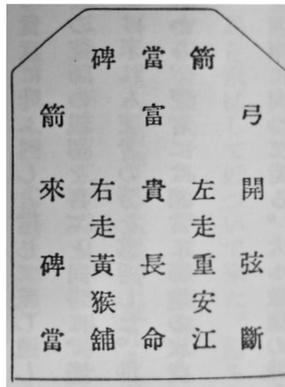


図2. 伊東忠太が記録した「當（擋）箭碑」

伊東は前出の「支那旅行談 其の四」で「此の邊の道しるべは一種奇妙な形式で、例の迷信から割り出した禁厭的のものである」とのみ記して、図を掲載する〔伊東 1937:293〕。ただ、「支那旅行談」の図は、題記を「箭當（擋）碑」とするが、誤記で「當（擋）箭碑」が正しい。『支那建築裝飾』第三卷所収の図版に基づき、修正した〔伊東 1942: 図版 120〕。

題記：「當（擋）箭碑」

中央：「富貴長命」（「富貴かつ長命」）

聯句：「弓開弦斷」（「弓絞れば弦断つ」）「箭來碑當（擋）」（箭來たれば碑もて當〈擋〉たる）

行先：「左走重安江」（「左は重安江へ往く」）「右走黄猴舖」（「右は黄猴舖へ往く」）

伊東はその内容が子供の健康祈願の願意であることは記しておらず、この種の願意を内容とする道標について、以下私が見聞した中から事例を挙げる。

### Ⅲ. 擋箭碑と「閑煞」信仰

事例 2. 廣西北部水源頭村の漢族の擋箭碑（廣西壮族自治区桂林市興安縣白石鄉水源頭村）（図 3A・B）



図 3A・B. 廣西北部水源頭村の漢族の擋箭碑

中央：「開弓玄（弦）斷」（「弓絞れば弦断つ」）

行先：「左開弓水源頭白竹」（「左は弓絞れば水源頭村白竹へ」）「右開弓興安縣」（「右は弓絞れば興安縣へ」）

聯句：「命長富貴」（「長命かつ富貴の運命を得る」）「四季長清」（「一年四季の安泰」）

日時：「一九九〇年七月二十二日」

水源頭村は明代初期以来秦姓の一族が住む漢族村である。擋箭碑は村の入り口に立つ。「弓絞れば弦断つ」の字句は強い願いを込めた呪文である。風水系の石造呪符である石敢當がこの3文字（或いは「泰山」を含めた5文字）を刻むことで呪力を獲得することと似る（結論部に後述）。弓矢を射ら

れて子供が傷つくことを防ぐ意味であり、「將軍」が射る矢を「將軍箭」(前出)という(図4)。厄運を放つ將軍箭を、この石碑が防ぐことで子供の健康を守るのである。

それでは將軍箭とは何かというと、命理学(「八字命理」・漢語: Bazimingli・パーツーミンリー・はちじめいり)の「八字」(パーツー)の4要素、即ち日本・韓国でいう「四柱推命」の「四柱」の要素で占い、子供の人生で起きるであろう成長の関門に見立てる。命理学で勘案する命理の4要素は、生まれた時・日・月・年の干支で、干支の表記は2文字だから八字となる。



図4. 神増呪符「將軍箭」  
(雲南省西部巍山県)「過関」儀礼に使用する24枚1組の「関煞紙」の1枚  
[川野 2005a:190]

重要なことは、八字や名前は、擋箭碑と子供当人を結びつける鍵であることである。碑の表に子供当人の名を銘記することも多い(後述の湖南省の擋箭碑にみる蔡鏢の例)。

ところで、この関門には担当の悪煞がいて、「関煞」(漢語: Guansha・クワンシャー・かんさつ)という。それを占って解除する「過関」(漢語: Guoguan・クウオクウアン・かかん)と呼ぶ儀式を行う(永尾龍造『支那民俗誌』第六卷「児童篇」上巻、第五篇「育兒篇」第一章「小兒の保健に關する習俗」第七節「關煞開禳に依る保健」に詳しい)[永尾 1940-1942:736-755]。関煞の数は各書36・24・12種を挙げ、種類も各書異同ある。香港の占術書『繪圖關煞百中經』は最大数50種を挙げる[著者不明・刊行年不明:31-53]<sup>(注三)</sup>。

將軍箭について民間占術書での「口訣」(漢語: Koujue・コウチュエ・こうけつ・暗誦用の文句)を記す。『子平關煞拾穗』(図5)('子平'は南宋の

徐居易の字〈あざな〉で八字の最初の運用者なので、多く書名に字を冠する)「亥・酉・犬の時は春に不旺、由未・午・時夏中亡、巳・辰・卯時秋併せて忌む。冬季は寅・丑・子が殃と爲る。一箭は人を傷つけ、三歳に死す。二箭は人を傷つけ六歳にして亡する」<sup>(注四)</sup>とし、危険を二回とするが〔楊雨龍 1991:29〕、『繪圖關煞百中經』は、「一箭は人を傷つけ三歳に死す。二箭は須べからく六歳にして亡する。三箭は九歳にしてやはり須べからく死す。四箭は十二にして定めて須く傷する」<sup>(注五)</sup>とする。管見では成長までに4つの危険を記すのが最大の回数である。また、同書は50種の関煞に対しての呪符を各個掲載する〔著者不明 刊行年不明:33〕(図5)。

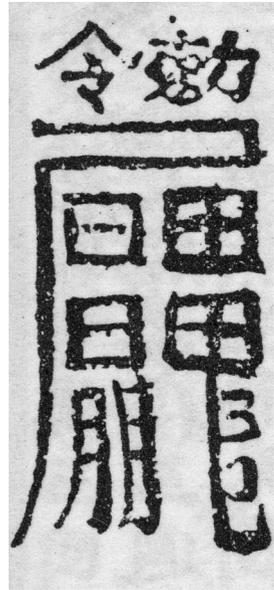


図5.「將軍箭符」  
〔著者不明 刊行年不明:33〕

『子平關煞拾穗』の解説を引用する。「将というのは、月将のことで、六壬課断法から取られている。小児の運命が月将の運命を帯びることを謂い、本は福神の庇護の年回りが衝犯されるのを月圧といい、福神を激怒させる。たとえば値月將軍が矢を射て夭折させる。これは主に月令の中気から年・日・時の地支を見る。例えば春に雨水が生じて後、亥日や亥時に逢うなどである」〔楊雨龍 1991:29-30〕<sup>(注六)</sup>。

將軍箭の理論的枠組を概括すると以下となる。月将は「値月將軍」を指し、十二支(地支)の月回りで、各個の月将は十二支が当てられる。生年毎の十二支の年回りと月将の十二支との間の相剋関係が幼児の厄運を生じさせ、夭折・傷害をもたらす。「月令の中気」は、毎月の月令毎の中気で、春は雨水後。春分後・穀雨後とあって四季ごとに毎月3つの中気があり、合計12の中気の枠がある。この12の枠ごとに、生年の十二支の年回りと12ヶ月

毎の十二支の月回りの組み合わせの相剋関係が配置される。

いずれにしても、ある時期に弓で射られるがごとき厄運があり、命を落としかねない。暗に矢を射られて、命が危うくなる観念は、発想としてなかなか恐ろしい。男の子に害があり、女の子の厄運ではないとする説もあり、桂林市では男子に解厄儀礼を施すようだ。

#### IV. 通行人に読誦させる呪文

事例 3. 廣西北部靈川県の漢族の擋箭碑（桂林市靈川県迪塘村附近）（図 6A・B）

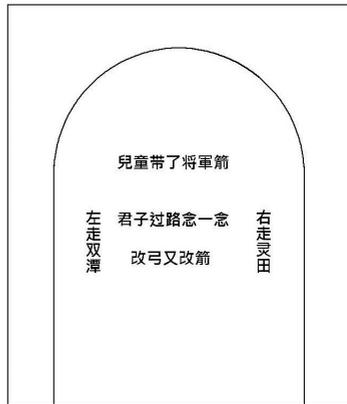


図 6 A・B. 廣西北部靈川県迪塘村附近の漢族の擋箭碑

中央：「兒童帶了將軍箭 / 君子路過念一念 / 改弓又改箭」（「子供が將軍箭の運命を帯びています / 君子さまは通り過ぐ際これを読んでください / 弓矢の向きが変わりますように」）

行先：「左走雙潭」（「左は雙潭へ行き」）「右走靈田」（「右は靈田へ行く」）

桂林市靈川県迪塘村は、明代嘉靖年間（1522-1566）以来廣西地方に居住する李姓の漢族村である。戸数は約140戸である。中央の文句はやはり呪文である。これは夜泣きの呪文に由来するが、通行人はこれを読誦して子供の厄運を解除する。夜泣き治しの呪法は、外壁や電柱に夜泣き祓いの呪文を貼り、通行人に読んでもらうことが有名で、中国各地で見られる。字が読めるということは、かつては貴重な能力であったから、字が読める通行人は、一種の「まれびと」的な位置づけでもあったともいえる。

参考に貴州省安順市鎮寧布依族苗族自治県のプイ族の村である石頭寨と雲南省南部の石屏県で見た漢族の行なう貼紙を挙げるが、共に同文である（図7・8）。

「天黃地綠／小孩夜哭／君子念過／睡到日出」（「天黃地綠／うちの子夜泣きしています／君子さまが読めば／日の出までもぐっすり眠れます」）



図7. 貴州省西部安順市の夜泣き祓いの呪文(プイ族)



図8. 雲南省南部石屏県の夜泣き祓いの呪文(漢族)

通行人に読んでもらう呪文には、澤田瑞穂が記したように、「風邪を売る」  
とか「悪夢を売る」などの内容を記し、通行人が読むと、通行人にそれらが  
転嫁されるという転嫁法の呪術もある [澤田 1992a;1992b]。

厄運祓いの呪法には、子供の厄運を藁人形に移す方法もある。子供の生ま  
れの年月日時の情報を書き、それを竹の弓矢で射る。

## V. 「将軍」に託される人物

事例 4. 湖南省西南部高椅村のトン族の擋箭碑 (湖南省西部懷化市会同県)  
(図 9A・B)

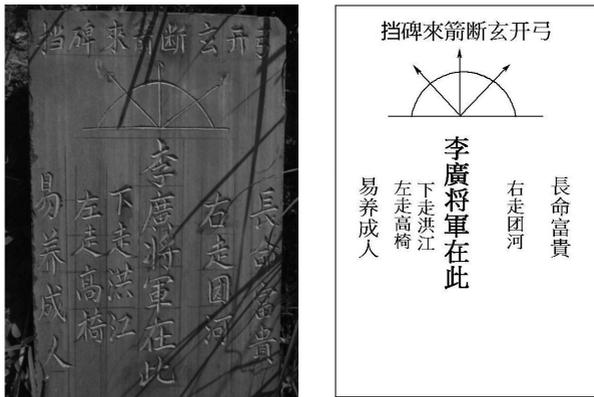


図 9A・B. 湖南省西南部高椅村のトン族の擋箭碑

題記: 「弓開玄 (弦) 斷箭來碑擋」 (「弓絞れば弦断つ、箭来たれば碑もて  
擋 (あた) る」)

中央: 「李廣將軍在此」 (「李廣將軍此処にあり」)

聯句: 「長命富貴」 (「長命にして富貴」) 「易養成人」 (「易く養い人と成る」)

行先: 「左走高椅」 (「左は高椅に往き」) 「下走洪江」 (「下つては洪江に往

き」・洪江は、清代から中華民国期の湘西地方最大の商埠)「右走團河」(「右は團河に往く」)

矢を射る將軍は誰かといえば、本来は命理学の理論で月毎に当番となる值月將軍で、12位の月將であるが、歴史人物や地方神に託す擋箭碑もある。湖南省西南部の高椅村は湖南省懷化市会同県にあるトン族の村寨である。現存建築物は明初洪武十三年(1380)年から清末光緒七年(1881)に掛けての古建築104棟がある大規模な古村である。

高椅村擋箭碑が記す李廣將軍は、弓の名手で前漢の匈奴との戦争で活躍した李廣(? - 紀元前119)である。故に「李廣將軍箭」ともいう。ただし、この擋箭碑は「李廣將軍此処にあり」として、李廣將軍を子供を守護する側に置くことが興味深い。この文句は年越しに一旦家門を封じる際に「姜太公在此」と記した長い白紙条を家門の脇に貼ったり、「姜太公在此」の5文字を刻む石造呪符を家門の鴨居の上に埋め込む習俗に通じる。姜太公は太公望のことで、彼が主人公である明代の小説『封神演義』での名が膾炙した。自分を石敢當に封じて神となった伝承もあり、風水系石造呪符である石敢當の神格ともされる。また、小野正任氏が記すように、この文句は沖縄でもかつて「柳春蔭在此」と書いて門上や石垣上に置く呪符があり、影響を与える[小野 2004:387-394]。

李廣は、虎に似た石を射たところ、虎と違って射た矢が、その正体の岩までも射通したというので、石虎將軍という(前漢・司馬遷〈撰〉『史記』「列傳」卷一百零九「李將軍列傳」)<sup>(注七)</sup>。

李廣が將軍箭の射手とされ名を今日まで伝えるのは、司馬遷の筆に依るものである。多くの軍功を残しながら、正当な評価がされず、最後は戦いに遅れて自刎に至った悲運の將軍であるからで、司馬遷はこのことに同情し、彼の奇を愛した。だから李廣の怨恨を想っての祟り神の扱いなのであろう。

また隋代の將軍史萬歲(しばんざい・549-600・雲南も遠征している)は、

弓の名手で、三番目の雁を言ったとおりに射落として、全軍心服したという故事があり（唐・『隋書』卷五十三「列傳」第十八「史萬歳」）、これを將軍箭の由来伝承とすることもある<sup>(注八)</sup>。

湖南省在住の作家関山聴風氏によれば、湖南省西部の雪峰山の一帯では獵師の守護神である梅山祖師張五郎という地方神を当てる。梅山は、雪峰山の別称で、梅山祖師の信仰は、梅山教の宗教職能者である「師公」（漢語：Shigong・シーコン・しこう）が法術を行う梅山教という民間宗教となっている。伝説を要約すると、張五郎は元は獵師で、太上老君の許で修行し法力を得た。太上老君の娘と駆け落ちした際、妻は張五郎を護って逆立にしたので、神像が倒立した珍しい神像を梅山教は奉じる。張五郎は悪戯好きで、山中で出会った人を道に迷わせるが、弓矢の名手で、みえない矢を射ると、射られた人は一定の時間に限って道に迷うのである。ところが、張五郎の妻が、みえない矢の対抗策を人々に教えた。これが擋箭碑である。碑に「弓開弦斷、箭來碑擋」と刻字すると、張五郎は弓を引き絞ると弦が切れてしまし、矢を放っても石碑がこれを弾き返す〔関山聴風 2022〕。この記事は、路に迷う事を防ぐことが主な目的で、産育信仰との関わりは記さないが、その用途に独自のものがあり、興味深い。

ただ、湖南省西部でも産育信仰上の目的で擋箭碑を立てることも、やはり他地同様に見受けられる。一例として、羅建雲氏が記すところでは、梅山教の地である湖南省西南部邵陽市には、初代雲南省長で、袁世凱打倒の護国戦争を發動した蔡鏗（1882-1916・漢族）の出生地（市内洞口県水東鎮楊湾村）に、蔡鏗出生3、4ヶ月後に父が立てた擋箭碑がある（2001年発見）。文面は「長命富貴／弓開弦斷箭來碑擋／左走山門／右走下江／信士蔡正陵男良寅／光緒九年二月立」とある。蔡鏗の原名は良寅、字は松坡である。嬰兒の長命富貴を願う。現地の民俗でも、出生後の期間に占術者に八字を占ってもらい、運命が將軍箭の関煞を犯したと判断されると擋箭碑を立つ。そうした背景で立碑したものと推察される〔羅 建雲 2021〕。私の所見の範囲ではこの

碑が、1883年（清・光緒九年）には立てられており、最も古いものになる。

## VI. 擋箭碑と橋神・路神

擋箭碑の信仰の背景には、アニミズム、即ち万物有霊の觀念に基づく信仰がある。中国の民間信仰でも、道には路神、橋には橋神、石には石神、樹には樹神を認める。保健祈願に関しては虚弱な子供の健康を、これら諸神に祈願する。

橋神・路神は魂に関わる保護神である。橋神・路神に健康回復を願う擋箭碑もあり、雲南省南部紅河彝族哈尼族自治州蒙自県文瀾鎮では、観音橋のたもとの十字路に3基の擋箭碑を立て、1基は「弓開弦碎斷／箭來石碑當／東至小東山／南至小寨／西至東村／北至余家寨／官王二姓立指路碑／指得清／指得明／橋神路神収病情／二〇〇五年農曆臘月八日立石」と記す。「指得清／指得明／橋神路神収病情」は、「清明を橋神・路神に求めて病情を治してもらおう」願文である〔朱 欣 2010:93〕。

雲南省西部のペー族や漢族では、橋神・路神は、当人の歳回りの守護神「當生本命星君」と共に、子供が魂を落として病気になったと解釈される際に行う「魂呼ばい」の儀式で、魂の帰還を願う対象となる神である。魂呼ばいは、「叫魂」（漢語：Jiaohun・チャオホン・きょうこん）、ペー族語では「魂を呼ぶ」の意味で「ウー（呼ぶ）ツーシュワー（魂）」（ペー族語：UooZishua）という。

橋・石・樹に仮親扱いして改名する「寄名」（漢語：Jiming・チーミン・きめい）の習俗もある。

雲南省西部のペー族や漢族は、子供が病弱だと、朝早く橋のたもとに行き、最初に橋を渡った人を仮親に拝み、子供の健康を守護してもらおう。また、子供の名前に「橋」や「樹」の一字をつけて命名し、橋や大樹や神に親代わりの保護を頼む〔張 橋貴 1988:38-42〕。

石睿鵬氏によると、桂林市内の資源県のミャオ族は、算命師に占ってもらい、子供が將軍箭の命を帯びた場合には、分かれ道か橋のたもとで竹製の弓矢を持参して関煞を祓う儀式をして石碑を立てる。この時出会った人に依頼して弓を射てもらい関煞を祓う。この際この人物を仮親に拝むこともあり、これを「撞拝継」（漢語：Zhuangbaiji ジュアンパイチャー・しょうはいけい）という〔石 睿鵬 2012:21〕。また、道標が立つ分かれ道や辻は、冥界と通じている。日本と同様、霊現象が生起する場であり、野鬼（異常死者の霊）の祟りが生じる場所である。たとえば、大理地方では、野鬼の類を祓って送り出す場所は十字路である。それゆえ、道標に願文を刻むことは必然性がある。

なお、永尾龍造『支那民俗誌』では、人物と神仏に寄名する習俗を記すが、人工物について寄名する習俗には触れない。ただ、植物については、浙江省義烏の習俗として「樟樹娘」として、樟樹（クスノキ科ニッケイ属）を女性神とみなし、女兒に寄名する習俗を記す（第六卷「兒童篇」上巻、第五篇「育児篇」第一章「小兒の保健に關する習俗」第五節「寄名出家等に依る保健」）〔永尾 1940-1942:665〕。

## Ⅶ. 立碑儀式のあらまし—廣西壮族自治区北部のミャオ族の師公が主持する場合

前述の資源県のミャオ族では、碑を立てる儀式は、算命先生が日を占った後（丑か寅の日が多い）、改めて驅鬼儀礼などを心得た巫師である「師公」（漢語：Shigong・シーコン・しこう）に依頼して行うこともある。石睿鵬氏は師公の立碑儀式を詳細に記録するが、ここに手短かに要約する。儀式は夜中の三時以降に夜が明けるまでに行い、参加者は師公・父母・子供のみである。石碑に三礼し、線香を捧げる。線香は白米を入れた竹筒に挿すが、ここに金銭を入れた紅包もあり、通行人の利便と世に福を成し、碑を立てる者の功德とする。果物・菓子・酒・茶を捧げる。雄鶏を殺して呪文を唱え、鶏の血

を石碑に撒く。呪文は橋神・路神・土地神なども祈願の対象する。最後に神の同意があるかを調べて三度に涉り卦を占う。竹筒の米は子供の衣服に入れて持ち帰り、就寝の際、衣服を子供の頭の下に敷き、白米は最後の一粒まで毎日子供が食用する [石 睿鵬 2012:26-29]。

## VIII. 結論—「石なればこそその擋箭碑・道標なればこそその擋箭碑」

子供を傷つける矢の災いを弾き返す力がなければならぬからには、擋箭碑の材料は石であることが最もふさわしい。その意味で擋箭碑は泰山石の靈石信仰も関係する石敢當とも同種のカテゴリーにある石造呪符である。いずれとも紙や木では不足な堅固な防御力を期待してこそ、その多くが石造呪符の体裁を採るのである。

また、擋箭碑は「弓開弦斷」（「弓絞れば弦断つ」）の呪文、石敢當はこの3文字（或いは「泰山」を含めた5文字）自体に文字の呪力があり、共に強力な呪語の力に依拠する点も共通する。擋箭碑は「弓開弦斷」の4文字がほぼ不可欠で、石碑の呪力に来源と根拠を与える。

呂養正氏は、ミャオ族の擋箭碑は「擋箭」（矢を防ぐ）と「指路」（路を指す）という両面の効能を本分とする剛柔一体の呪符であると指摘する。「弓開弦斷」の4文字が示すように「〈擋箭〉は呪詛・蔑視・驅除・威嚇の威圧的な態度と強硬な手段で凶を駆逐し悪を祓う」とし、その一方で「〈指路〉は即ち善を行い、徳を積むことであり、良好な実際の行動で神に取り入り、神を感化させ、先祖の神と善神たちに魔を祓い福を賜って、（家統の）種と子を保護してもらおう」とし、この2点を擋箭碑が道標として立つ理由とする [呂 養正 2001:54]。

擋箭碑が何故に道標である指路碑の形態を採るのかという理由は、特にこの後者の意義に明白である。忘れてはならない点は、幾ばくかの金銭を出して指路碑を立てることは、日本の道標と同様に、即ち善意の行為であり、善

行を施すことになるという点である。旅人に対して道標で行き先を示して役立つことで功德を得るが、これがひいては子供の健康保護の効果を得ることになるという立碑の理由がある。擋箭碑の脇に腰掛を置き、旅人の休息の場を提供するなどの配慮に、そうした心願を覗うことができ、これは漢族のみならず、中国南部の民族の多数に覗うことができる心意なのである。

### 注釈

注一．(民国) 朱之洪等(修)・向楚等(纂)『巴縣志』卷五「禮俗」「風俗」「迷信」(原文)「或豎小石碑於三叉路口、左走某處、右走何處、上鐮弓矢狀、以指路、謂之將軍箭」。

注二．(民国) 楊維中(修)・鍾正懋(纂)・郭奎銓(續纂)『渠縣志』第五「禮俗志」「卷下」「風俗」「鎮獸」(原文)「初生子命犯獨木關者、支一木於橋下、犯將軍箭者、立指路碑於三叉路口、募百人錢作項釧曰、百家鎖」。

注三．香港の『繪圖關煞百中經』(増訂版)が挙げる関煞は以下の50種で、凶星悪煞の類である。「夜啼煞」「勾絞煞」「五鬼煞」「白虎煞」「偷生鬼」「埋兒煞」「將軍箭」「暗害煞」「死骨投胎」「九女星煞」「走跳煞」「虎神煞」「梟神奪食」「華蓋星煞」「懸梁煞」「投井煞」「硯台星」「飛廉星」「五鬼化胎」「三刑六害」「撥亂煞」「興旺星」「冲天煞」「迷魂煞」「狐狸煞」「凶惡煞」「血氣煞」「耗財煞」「弔客煞」「硬眼煞」「飛財星」「投崖煞」「官符煞」「暗矢煞」「氣勞煞」「投河煞」「遊魂煞」「抹頭煞」「四季關煞」「四柱關煞」「閻王關煞」「鬼門關煞」「五鬼關煞」「金鎖關煞」「直難關煞」「鐵蛇關煞」「急脚關煞」「撞命關煞」「百日關煞」「斷橋關煞」「浴盆關煞」「無情關煞」「白虎關煞」「水火關煞」「天狗關煞」「雷公打腦關煞」「鷄飛落井關煞」(「雷公打腦關煞」は、原文は「雷公關腦關煞」とあるが誤植と思われ、修正した)[著者不明 刊行年不明: 31-53]。

注四．楊雨龍(著)1991『子平關煞拾穗』(原文)「亥・酉・戌時春不旺。由未・午・時夏中亡、巳・辰・卯時秋併忌。冬季寅・丑・子爲殃。一箭傷人三歲死。二箭傷人六歲亡」[楊雨龍 1991:29]。

注五．『繪圖關煞百中經』(増訂版)(原文)「一箭傷人三歲死。二箭須教六歲亡。三

箭九歳還須死。四箭十二定須傷」[著者不明・刊行年不明：33:52]。

注六. 楊雨龍 (著) 1991『子平關煞拾穗』(原文)「將者月將也、取自於六壬課斷法、謂小兒命帶月將、本是福蔭流年逢冲稱作月壓、激怒福神、如值月將軍發箭夭亡。此是以月令中氣爲主見年・日・時地干、如春生雨水後逢亥日或亥時」[楊雨龍 1991:29-30]。

注七. (前漢) 司馬遷 (撰)『史記』「列傳」卷一百零九「李將軍列傳」[李廣が獵に出かけ、草むらの中の石を見て、虎と思ってこれを射た。石の中って矢は中に入った。見れば石であるとわかった。そこでもう一度これを射たが、最後まで矢は石中に入らなかった。李廣は住んでいた郡に虎がいると聞くと、いつも自ら虎を射た。また右北平に居たときにも、虎を射たことがあり、虎は飛びかかって李廣を傷つけたが、李廣も最後には虎を射殺した]。(原文)「廣出獵、見草中石、以爲虎而射之、中石沒鏃、視之石也。因復更射之、終不能復入石矣。廣所居郡聞有虎、嘗自射之。及居右北平射虎、虎騰傷廣、廣亦竟射殺之」。

注八. (唐) 魏徵・長孫無忌等 (修)、顔師古・孔穎達等 (編)『隋書』卷五十三「列傳」第十八「史萬歳」[尉廻の乱のとき、史萬歳は梁士彦に従ってこれを撃った。軍が馮翊に進軍した折、雁の群が飛んで来るのを見て、萬歳は士彦に『三番目の雁を射落として見せましょう』といった。射ると弦に応じて雁は落ちたので、三軍ともに信服しない者はなかった]。(原文)「尉廻之亂也、萬歳從梁士彦擊之。軍次馮翊、見群雁飛來、萬歳謂士彦曰：『請射行中第三者。』既射之、應弦而落、三軍莫不悅服」。

## 参考文献

[邦文文献] (五十音順)

伊東 忠太 (著) 1937 [1982]「支那旅行談」『見学・紀行』(「伊東忠太建築文献」第五卷) 東京・龍吟社 [東京・原書房復刻本]

伊東 忠太 (編著) 1942『支那建築裝飾』第三卷、東京・東方文化学院

小野 正任 (著) 2004『民俗信仰 日本の石敢當』東京・慶友社

川野 明正 (著) 2005a『神像呪符〈甲馬子〉集成—中国雲南省漢族・白族民間信仰誌』大阪・東方出版

川野 明正 (著) 2005b『中国の〈憑きもの〉—華南地方の蠱毒と呪術的伝承』東

京・風響社

川野 明正 (著) 2023「概説 中国南部の道標〈擋箭碑〉と産育信仰」日本石仏協会 (編)『日本の石仏』No.181、平塚・日本石仏協会 (頁割付未定)

澤田 瑞穂 (著) 1992a「悪夢追放」澤田瑞穂 (著)『修訂中国の呪法』東京・平河出版社：428-433 頁

澤田 瑞穂 (著) 1992b「風邪を売る」澤田瑞穂 (著)『修訂中国の呪法』東京・平河出版社：434-436 頁

永尾 龍造 (編著) 1940-1942『支那民俗誌』第六卷、東京・支那民俗誌刊行会

日本石仏協会 (編) 1986『日本の石仏』No.39、飯能・日本石仏協会

日本石仏協会 (編) 1998『日本の石仏』No.87、飯能・日本石仏協会

日本石仏協会 (編) 1999『日本の石仏』No.89、飯能・日本石仏協会

[漢語文献] (拼音ローマ字表記順)

関山聴風 (著) 2022「山区岔路口傳統指路碑、爲何写的是“擋箭碑”、背後有哪些故事」HP『百度』

<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1738251670066791974&wfr=spider&for=pc>

石 睿鵬 (著) 2012「“擋箭碑”信仰研究－以廣西資源縣車田苗族鄉坪寨村爲例」南寧・廣西民族大学 (修士學位論文)

羅 建雲 (著) 2021「擋箭碑不只是碑」HP『知乎』

<https://zhuanlan.zhihu.com/p/431856585>

呂 養正 (著) 2001「苗疆“擋箭碑”一体兩面特徵及民族繁衍意識蠱探」『吉首大學學報』第1期：53-55 頁

楊 雨龍 (著) 1991『子平關煞拾穗』台北・武陵出版有限公司

王 建緯 (著) 1996「〈擋箭碑〉的民俗意義」『文史雜誌』第3期：60-61 頁

張 橋貴 (著) 1988「劍川縣馬登地區白族的宗教信仰調查」『雲南民族學院學報』第4期：38-42 頁

朱 欣 (著) 2010「滇南民族地區指路碑的民俗要義與教育指向」『牡丹江大學學報』第19卷第3期：93-95 頁

著者不明 刊行年不明『繪圖關煞百中經』(增訂版) 香港・光明出版社

[地方志]

(民国) 朱之洪等 (修)・向楚等 (纂) (四川)『巴縣志』民国二十八年稿本

(民国) 楊維中 (修)・鍾正懋 (纂)・郭奎銓 (續纂) (四川)『渠縣志』民国二十一年鉛印本